

# 第3次成田市環境基本計画中間見直し業務委託に係る仕様書

## 第1章 総則

### 1. 委託業務名

第3次成田市環境基本計画中間見直し業務

### 2. 業務の目的

本業務は、平成30年3月に策定した「第3次成田市環境基本計画」について計画年度の中間にあたる本年度に内容の充実を図る見直しを実施するものです。

### 3. 業務期間

契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

### 4. 業務の内容

業務の内容は、第2章「特記仕様書」による。

### 5. 関連法令等の遵守

本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関連する法令、規則、細則等を遵守するとともに、関連する上位計画との調整に努めなければならない。

### 6. 業務の指示及び監督

(1) 受託者は、成田市が定める調査職員と密接な連絡を取り、その指示及び監督を受けなければならない。

(2) 受託者は、業務着手時、成果品の取りまとめ時その他業務の進捗に応じて成田市と打合せ及び協議を行うものとする。

(3) 受託者は、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、成田市と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

### 7. 打合せ及び議事録

本業務の円滑な推進を図るため、綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行う。また、受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、成田市に提出しなければならない。

### 8. 成果品等の帰属

委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利は成田市に帰属する。

## 9. 実施体制及び責任者の専任

受託者は、委託業務と同様又は同等の計画策定業務に従事した経験を有する者を中心に「業務責任者」を定め、併せて必要な数の適切な人材により業務を実施しなければならない。

## 10. 中立性の確保と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を確保するとともに、本業務の履行上知り得た秘密事項を、第三者に漏らしてはならない。

### 11. 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、成田市が必要と判断した場合、成田市と受託者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

### 12. 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、成田市が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、成田市に提出し、業務の完了とともに返却する。

### 13. 納入期限

納入期限については、成田市と協議し決定すること。

### 14. 成果品の審査と納品

業務の完了時に、受託者は成果品等の検査を受けなければならない。検査の結果、または、成果品納品後に受託者に帰すべき理由による不良箇所等が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足その他の必要な措置を行うものとし、これに要する費用はすべて受託者の負担とする。また、受託者は、成田市への報告・納品等の期限及び作業スケジュールを厳守すること。

### 15. 個人情報の管理

受託者は、別添「個人情報取扱特記事項」を遵守し、機密の保持及び情報の管理を適正に行わなければならない。

## 第2章 特記仕様書

### 第3次成田市環境基本計画中間見直しの方向性

国においては、カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策推進法の改正、温室効果ガス46パーセント削減の実現に向けた地球温暖化対策計画の改定など国を挙げて脱炭素社会実現に向けて取り組んでおり、また、成田市においては地球温暖化に向き合う姿勢を示すため、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しており、これらを踏まえ環境基本計画に内包し、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に定める地球温暖化対策実行計画として位置付けている「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」については、特に抜本的な内容の充実を図る。

### 第3次成田市環境基本計画中間見直しの業務内容一覧

1. 計画中間見直しに係る基礎調査
  - (1) 市民・事業者アンケート調査
  - (2) 環境の現状、社会情勢等の状況・変化等の把握
  - (3) 脱炭素地域づくりに向けた調査
  - (4) 現行計画の進捗状況の評価
  - (5) 環境課題の抽出、基礎調査結果のとりまとめ
2. 計画中間見直しのための調査・検討
  - (1) 環境施策・事業等の把握整理
  - (2) 温室効果ガス排出量将来推計・削減目標・方策検討
  - (3) 重点プロジェクト及びSDGsとの関係等の検討
  - (4) 重点プロジェクト・環境指標の検討
  - (5) 計画の進行管理方策等の検討・見直し
3. 計画中間見直し版（区域施策編含む）素案及び案の作成
  - (1) 中間見直し・パブリックコメントに供すべき（素案）の作成・調整等
  - (2) 中間見直し（案）の作成
4. ワークショップ開催支援
5. 各種会議・パブリックコメント支援・打合せ等
  - (1) 環境審議会運営支援
  - (2) 市議会資料作成
  - (3) パブリックコメント支援
6. 環境基本計画、成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）の編集

## 個別業務詳細

### 1. 計画中間見直しに係る基礎調査

#### (1) 市民・事業者アンケート調査

市民意識調査 対象 市内在住の 16 歳以上 75 歳未満の市民 （無作為抽出）

配布 男女それぞれ 2,000 件程度

事業所アンケート 対象 市内事業所 （層別抽出）

配布 200 件程度

#### ① アンケート調査票の作成

市民意識調査 30 問程度の設問設定

調査票（モノクロ）2,000 部 印刷

事業所アンケート 15 問程度の設問設定

調査票（モノクロ）200 部 印刷

※アンケートの回答方法については、オンラインでの回答も可能なものとする。

#### ② 発送

（市民意識調査・事業所アンケート：郵送による）

封筒印刷（送付用）・封いれ封緘

対象者及び対象事業者宛名データについては市で抽出

督促状(礼状)なし

#### ③ 回収

（市民意識調査・事業所アンケート：郵送による）

料金受取人払いにて返信用封筒作成（宛先は環境計画課）

随時、宅配便により受託者へ転送

#### ④ 集計

単純集計、クロス集計、分析調査

#### ⑤ アンケート分析

・集計分析結果は、図表等を用いてわかりやすく整理し、国や千葉県が行った類似調査結果と比較分析を行い、報告書としてまとめる。

・分析結果については、市に報告・説明し、必要に応じて追加・修正を行い、電子データで提出する。

・その他の意見も全件整理し、電子データで提出する。

※ 以上郵送、配送料はすべて受託者が負担する。

#### ⑥ 報告書の作成

回収後の調査票は、受託者が集計・分析（コメントを含む。）を行う。必要に応じて過去の調査との経年比較を行い、確定版（報告書）・概要版として、データファイルを作成する。

## (2) 成果品

(報告書、報告書概要版共通)

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ・データファイル（ワード・エクセル） | 1 式 |
| ・PDF ファイル          | 1 式 |
| ・意見等も全件整理し電子データで提出 |     |

## 2. 計画中間見直しのための調査・検討

- ・現計画の検証及び基礎資料を基にした成田市の現状分析、課題抽出
- ・温室効果ガス排出量将来推計・削減目標・方策検討
- ・「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」は、国における、カーボンニュートラル宣言や地球温暖化対策推進法の改正、温室効果ガス 46 パーセント削減の実現に向けた地球温暖化対策計画の改定、成田市のゼロカーボンシティ宣言を踏まえた目標設定を行い、森林などを対象とした CO<sub>2</sub> 吸収量の算定の検討を行い、目標設定に反映する。

## 3. 計画中間見直し版（区域施策編含む）素案及び案の作成

### (1) 計画案の作成

ア. 国・県の基本計画、成田市の上位計画との整合を図り、市民環境意識調査、事業所環境意識調査結果を踏まえ、計画の骨子、素案の提案及び計画案の作成を行う。

また、受託者は契約期間中、常に国・県の動向に注視しつつ、その動向に柔軟に対応するものとする。

イ. パブリックコメント等業務支援・ホームページ公開用の電子データの提出

ウ. 計画骨子及び素案の作成

#### ①計画内容の検討

- ・市民環境意識調査、事業所アンケートの結果などをもとに、各施策及び取組の内容、目標及び成果指標等を検討し、計画骨子及び素案を作成する。

なお、本計画は「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」を包含するものことから、目標及び成果指標には、「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」に係る温室効果ガスの排出削減目標等を含むものとする。

- ・第 3 次成田市環境基本計画をはじめ、国・千葉県の方針の動向を整理するとともに、現状を確認し集約する。

- ・気候変動への影響への適応と推進について、対応策の検討を行い、「地域気候変動適応計画」として位置付けを検討する。

### (2) 計画書の作成・印刷・製本

計画案を基に市民の意見等を踏まえ、加筆修正し作成。計画書の内容のほか、デザイン、レイアウト等の構成を行う。

(3) 成果品

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| ・データファイル（ワード・エクセル） | 1 式 |
| ・PDFファイル           | 1 式 |

**4. ワークショップ開催支援**

(1) 進行支援等

- ・市民を対象としたワークショップを4回程度予定する。開催に際しての進行支援等を行う。

**5. 各種会議・パブリックコメント支援・打合せ等**

(1) 会議資料等作成

計画改定のための調査・検討、計画書の作成等にあたっては、庁内会議での合意形成のうえで環境審議会に諮る。また、パブリックコメント等により、広く意見を聴取し、有用な内容については計画に反映させる。

①環境審議会、庁内委員会（環境管理委員会等）への運営支援

- ・会議は、6回程度を予定する。（各会議に応じた参考資料の提示。会議録の作成及び会議出席）。

②市議会

受託者は、会議に必要となる資料等を作成する。

③パブリックコメント

パブリックコメント用の素案に基づき、パブリックコメント資料を作成し、意見をとりまとめる。

④打合せ等

本業務に係る協議・打合せに随時出席し、資料・議事録等を作成する。

**6. 環境基本計画、成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）の編集**

環境基本計画に内包している「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」については、目標の設定及び目標に向けた有効な施策を検討し、大幅な内容の充実を図り、環境基本計画本編とデータを分けて作成する。

**7. 事業実施に伴う経費**

委託経費は、次のとおり

ア. 計画策定委託業務にかかる人件費(交通費を含む)

イ. 計画書等作成費・アンケート実施等にかかる経費(紙代、印刷・製本経費、郵送料、諸雑費等)

ウ. 市と連絡に要する通信費(アンケート回答用紙や資料送付費用含む。)

エ. その他計画策定業務に関する経費

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (機密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を機密として管理するものとし、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (業務従事者への周知)

第3 受託者は、その業務に従事するものに対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関しての必要な事項を周知しなければならない。

### (漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止)

第4 受託者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、き損、滅失及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第5 受託者はこの契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、当該業務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写等の禁止)

第7 受託者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者はこの契約による業務を処理するために発注者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後、その他の理由により個人情報が不要になったときは、直ちに発注者に返還し、又は発注者の指示に従って処理するものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受託者はこの個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。